

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係政令の整備に関する政令の概要について

I 改正趣旨

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第号）の施行に伴い、4つの政令の改正がそれぞれ必要となるため、これらについて必要な改正を行う。

II 改正内容

1. 地方公共団体が過疎地域等において小学校、中学校等の用に供する施設について国の普通財産の無償貸付けを受けられる期限の延長（平成 28 年 3 月 31 日→平成 33 年 3 月 31 日）
国有財産特別措置法施行令（昭和 27 年政令第 264 号）の一部改正
〔第 1 条関係〕
2. 各省所掌事務の特例の期限延長（平成 28 年 3 月 31 日→平成 33 年 3 月 31 日）
 - ①総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）の一部改正
〔第 2 条関係〕
 - ②農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）の一部改正
〔第 3 条関係〕
 - ③国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）の一部改正
〔第 4 条関係〕

III 施行期日

公布の日